

## 第31号議案

### 府中市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

個人番号の通知カードの再交付手数料の廃止、複数の建築物が連携する場合の建築物エネルギー消費性能基準適合認定に関する手数料の新設等に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

## 府中市手数料条例の一部を改正する条例

府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の4交付事務関係の表4の項を削り、同表5の項を同表4の項とし、同表6の項を同表5の項とする。

別表の5審査事務関係の表23の項単位・金額の欄第2号ア(7)中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、同号ア(4)中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に、「この項」を「この表」に改め、同号ア(4)を同号ア(7)とし、同号ア(7)の次に次のように加える。

- (4) モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準をいう。）による審査を行う場合
- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| a 延べ面積が200平方メートル未満のもの | 17,700円 |
| b 延べ面積が200平方メートル以上のもの | 19,100円 |

別表の5審査事務関係の表23の項単位・金額の欄第2号イ(7)中「性能基準」の次に「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及びロ(1)又は同項第3号に規定する基準をいう。以下この表において同じ。)」を加え、同号イ(5)を同号イ(4)とし、同号イ(7)を同号イ(5)とし、同号イ(4)を同号イ(7)とし、同号イ(7)の次に次のように加える。

- (4) 住宅部分についてフロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準をいう。以下この表において同じ。）による審査を行う場合
- |   |          |
|---|----------|
| a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの                | 33,100円  |
| b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの   | 58,000円  |
| c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 104,000円 |

d 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの

157, 000円

別表の5審査事務関係の表備考第1項ただし書中「部分及び」を「部分若しくは」に改め、「しない場合」の次に「又は共用廊下等の部分を除く場合」を加え、同表備考第8項を同表備考第12項とし、同表備考第7項を同表備考第11項とし、同項の前に次の2項を加える。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、21の項の規定により算出した額とする。

別表の5審査事務関係の表備考第6項を同表備考第8項とし、同表備考第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、同表備考第2項の次に次の2項を加える。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、18の項第1号の規定により算出した額とする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の

当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、19の項第1号の規定により算出した額とする。

別表の5審査事務関係の表備考に次の2項を加える。

13 21の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、22の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料又は23の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

14 23の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。